

手話言語法 の制定へ!

手話言語で
*GO!*³



一般財団法人 全日本ろうあ連盟
Japanese Federation of the Deaf

なぜ 「手話言語法」の 制定が**必要**なのか？

言語には「**音声言語**」と「**手話言語**」があることが、国際的な条約（障害者権利条約）で認められ、日本では障害者基本法で「言語（手話を含む）」と明記されました。そして今、手話言語は音声言語と**対等な言語**であることの“**理解と普及**”が**必要**となっています。

きこえないきこえにくい乳幼児が獲得する言語として、またろう者が日常生活や職場などで自由に使える言語として、**手話言語が保障されることは**、ろう者が社会的に自由に生きられることにつながります。

さらに、**難聴者・中途失聴者**などが、**手話言語をコミュニケーションの手段として活用**できることを広く知っていただくことも大切です。

未来へ向けて“**手話言語が使いやすい社会**”を目指すため「**手話言語法**」が**必要**なのです。

参考

ろう者とは…耳がきこえない人々のうち、主に手話言語でコミュニケーションをとって日常生活を送る人々のことです。

目標

1

言語には「音声言語」と「手話言語」があること の理解を広める。

日本では「手話」という言い方が一般的ですが、国際社会では英語で「サイン(手話)・ランゲージ(言語)」と使われています。「言語としての手話」の意味をはっきりと表記できることから、このパンフレットでは「**手話言語**」という言い方に統一しています。

手話言語と音声言語の違いを少し紹介します。

- 手話言語は音声言語と違う文法体系をもっています。手の形、位置、動きに加え、表情や強弱などを用いて、意見や気持ちや考えを視覚的に表現し、伝えあう言語です。

日 本 語…山と海のどちらに行きたいですか

日本手話言語…山／海／行き・たい／どちら・(問いかけの表情)

- 相手の表現を目で見る、あるいは盲ろう者の場合は手で触って理解する方法です。

音声言語とは違う文法体系を持つ手話言語を使うろう者がいることを、社会全体で理解することが大切です。

目標

2

手話言語を普及させ、きこえない・きこえにくい人が、きこえる人と共に生きる社会をめざす。

手話言語は音声言語と対等な言語です。手話言語法が制定されれば、きこえない・きこえにくい乳幼児が、手話言語により保護者との自然で豊かな関わりの中で育つこと、ろう教育において手話言語を学び、手話言語による教育を受けること、生活のあらゆる場面で自由に手話言語が使えることなどを促進できます。

また難聴者・中途失聴者などが手話言語をコミュニケーションの手段として使えることの認知促進も大切です。

手話言語が理解され、きこえない・きこえにくい人の人権が尊重され、きこえる人と**共に生きる社会**をめざします。

言語を獲得、使っていくための “5つの基本的な権利”を 音声言語と対等に 保障するため 手話言語法の制定が必要!!

5つの基本的な権利

1 手話言語の獲得

手話言語を“身に付ける機会”を保障する

2 手話言語で学ぶ

ろう者の“学習権”を保障する

3 手話言語を習得する

手話言語を“教科”として学ぶ

4 手話言語を使う

手話言語を“誰でも気軽に使える社会”にする

- 手話言語が、音声言語と対等に使える制度と環境をつくる
- 手話言語の通訳者を早急に増やす
- ろう者の社会参加を支援するため、手話言語通訳制度を拡充させる
- 手話言語によって、命を守り、情報を保障する

5 手話言語を守る

手話言語の語いを増やす、保存する、研究する

手話言語を “身に付ける機会”を保障する

赤ちゃんが生まれたとき、新生児聴覚スクリーニング検査が行われます。このとき“きこえないきこえにくい”と判明したら、早期に手話言語を身に付ける“支援”を行うことで、コミュニケーションや言語発達の面で大きな効果が得られます。しかし現状では、音声言語の獲得のため、補聴器や人工内耳に関する情報提供はたくさんありますが、手話言語の獲得のための“情報提供”や“学習の支援体制”が、まだまだ少ないのです。

参考

補聴器や人工内耳の装用で、“きこえ”の回復を行うことができますが、それは、きこえる人と全く同じきこえを取り戻すことではありません。騒音のある場所、音声スピー

カーからの声など、きき取りに困難な場面も多数です。補聴器や人工内耳装用の人にも、手話言語（目でみて分かる言語情報）が使えることは有益です。



写真提供：（公社）大阪聴力障害者協会（乳幼児期手話言語獲得支援事業「こめっこ」（日本財団助成事業））

“手話を身に付ける機会”に関連する取組みとして、大阪では、大阪府手話言語条例に基づき、公民連携で乳幼児期の言語としての手話の獲得などに取り組んでいる。こめっこには、人工内耳装用児も多く通っている。写真は、手話言語による絵本よみをしている場面。

ろう者の “学習権”を保障する

きこえない・きこえにくい子どもたちが、“ろう学校”で学ぶとき、“**共通言語は手話言語**”と位置づけることが必要です。手話言語で授業を行い、子どもたちが手話言語を自由に使える学校環境を整えることで、**きめ細かな“ろう教育”**ができます。地域の学校や、大学等の高等教育機関で学ぶときも、手話言語を身に付けた教員が“**直接手話で授業をする**”ことや、“**手話言語の通訳**”が用意され、**きこえる児童・生徒・学生と同様に“学習権”を保障することが大切です。**

参考

ろう教育を行う特別支援学校には聴覚特別支援学校などの名称があり、一般的にはろう学校と呼ばれています。保有している聴力の状態、補聴器や人工

内耳の装着の様子によって音声言語を主に使う子どもたちや、手話言語を主に使う子どもたちがいます。しかし全ての子どもたちが分かり合えるのは手話言語です。



写真提供：東京都立大塚ろう学校
小学部2年生算数の授業



手話言語を “教科”として学ぶ

現在、ろう学校では「手話言語」を教科として学んでいません。「手話言語」が正式な教科となれば、きこえないきこえにくい子どもたちが、自らの手話言語の体系をしっかりと学習でき、「ろう者として生きていく言語力を育てる」ことができます。

また、きこえる子どもたちが、小学校や中学校で英語を学ぶのと同じように手話言語を学ぶことで、ろう者への理解を深めることができます。さらに、高等学校、大学等で「語学」を学ぶ際に、「手話言語」も選択できるよう用意されていることが大切です。

2年2組 じかんわり 

	月	火	水	木
1	さんすう 算数	しゅわげんご 手話言語	こくご 国語	さんすう 算数
2	こくご 国語	さんすう 算数	さんすう 算数	しゅわげんご 手話言語
3	せいかつ 生活	どうとく 道徳	おんがく 音楽	こくご 国語
4	たいいく 体育	こくご 国語	ずこう 図工	さんすう 道徳

ろう学校では
こんな時間割に
なるかなー

手話言語を“誰でも気軽に 使える社会”にする

手話言語が、音声言語と 対等に使える制度と環境をつくる

地域の集まりに参加しても音声による会話が分からず孤立したり、職場での会議や研修も手話言語通訳がないため疎外されたりする**不自由な現状を解決するためには、手話言語が音声言語と対等に使える制度と環境づくり**が何より大切です。



手話言語で「ありがとう」や「元気？」のような簡単な日常会話ができること、また、手話言語通訳を通して社会参加ができることにより、ろう者の生活はより豊かになります。

手話言語の通訳者を早急に増やす

現在、手話言語の通訳者は不足し、高齢化が心配されています。手話言語法が制定されることによって、大学等で**語学として手話言語を学ぶ機会の拡大**が期待されます。他の外国語通訳養成と同様に、“**手話言語通訳者養成**”のコースが作られ、**手話言語通訳業務に夢とロマンを抱き、職業選択の一つとして手話言語通訳者を目指す若い人達が増えていく**と思われます。



写真提供：一般社団法人 全国手話通訳問題研究会
手話通訳者養成講座の様子

ろう者の社会参加を支援するため、 手話言語通訳制度を拡充させる

手話言語の認知が進むと、手話言語通訳の役割への理解も飛躍的に進みます。手話言語を使うろう者の社会各層への進出が進み、きこえる人が様々な分野で活躍するろう者から学ぶという場面が増え、きこえる人のために手話言語通訳が必要になります。まさに、手話言語通訳者の役割は、**きこえる人、きこえない人の双方向への言語・コミュニケーション支援**であり、社会のあらゆる場面で**手話言語通訳が保障される制度の確立・充実**が求められます。

手話言語によって、命を守り、情報を保障する

台風や地震など、災害危機が近づいているときは、早めにニュースや気象情報を確認して、「自分の命は自分で守る」ための行動をする必要があります。しかし、情報はほとんどが音声言語です。首相や官房長官が記者会見を開くときは手話言語の通訳がつかますが、テレビ放送では**通訳者の画面がカットされてしまうことがほとんど**です。

手話言語法が制定されれば、命に関わる大切な放送は、音声言語と手話言語二つにより行うことが義務化され、きこえない・きこえにくい人も安心です。

また、きこえない・きこえにくい人は音声による電話が使えません。手話オペレーター、文字オペレーターがきこえる人に電話をつなぐ**電話リレーサービスの公的インフラ整備**が、総務省において進められています。このサービスによりきこえない・きこえにくい人がきこえる人と同じように生活や就労等において電話をすることができ、命にかかわる緊急通報も可能になりつつあります。



写真提供：毎日新聞
気象庁の緊急記者会見での手話通訳



電話リレーサービスのイメージ

手話言語の語いを増やす、 保存する、研究する

社会の移り変わり、文化の発展、さらにきこえないきこえにくい人の社会参加が広がるにつれ、**手話言語も発展し変化**します。また日本語の変化の影響も受けます。

裁判員制度への対応として法廷用語、最近では災害支援の取り組みから気象用語等の手話単語が創作されています。また、手話言語通訳を付けることが広がるにつれて、時事用語や新元号なども創作されています。

現在、社会福祉法人全国手話研修センターの**日本手話研究所**が、新しい手話単語を確定、昔からある手話単語を保存、外国の手話言語の研究などを行っており、その活動は厚生労働省による予算を受けて行われています。

手話言語法が制定されれば、福祉としての活動ではなく、**日本語(国語)と同等な言語として研究が行われるべき**です。国立国語研究所という国の機関で日本語や日本語教育について研究が行われているように、**手話言語も国の機関による調査・研究が必要**です。



『新しい手話』の書籍発行



日本手話研究所にて確定した「令和」の表現

手話言語を通して 共生社会の実現を

手話言語を通して、ろう者の人権を尊重することが大切です。「社会的障壁(バリア)を取り除くのは社会の責務である」という「社会モデル」をすべての人が理解し、行動を変え、社会全体のあり方を変えていくことが重要です。きこえないよりもきこえることが良い、声を出せないよりも声を出せる方が良いという優生思想にもつながる考え方はなくしていかなければなりません。**手話言語を使うろう者の人権が、きこえる人と同じように尊重されることが大切です。**

音声言語を身に付けた人がコミュニケーション手段として手話言語を使うことも大切なことです。きこえにくくなった人は補聴器・人工内耳の装用とともに視覚的方法も必要であり、手話言語のメリットを活かして確実に豊かなコミュニケーションをすることができます。また、きこえる人たちにとっても、言語の一つとして手話言語を学び、きこえない・きこえにくい人たちと共に生きることを学ぶことは大きな意義があります。

手話言語条例の広まり

2013年度より全国の地方議会から「手話言語法制定を求める意見書」を国に提出する取り組みを始め、2016年3月3日に全都道府県・市町村の1,741議会で意見書が採択されました。ひとつの案件で地方議会の採択率が100%という、憲政史上初めての快挙となりました。

その中で、各地で手話言語条例が広まり、2019年12月24日現在、297自治体(27道府県／8区／218市／43町／1村)で手話言語条例が制定されています。また、条例が制定された自治体の施策として、手話言語の市民への普及啓発や、手話通訳制度の充実、手話言語を守る事業などに対して予算化されています。

全地方議会で意見書採択**100%**達成!!
(2016年3月3日)

採択自治体／自治体数			
都道府県の状況		区市町村の状況	
都	1 / 1	区	23 / 23
道	1 / 1	市	790 / 790
府	2 / 2	町	745 / 745
県	43 / 43	村	183 / 183
計	47 / 47	計	1,741 / 1,741



2019年10月4日 「山口県手話言語条例」可決



2019年10月10日 北海道「恵庭市手話言語条例」可決

各自治体の施策例

●鳥取県

県民向けのミニ手話講座の開催、手話サークルへの補助、手話啓発イベントへの補助、手話通訳者・手話奉仕員等を対象とした研修会の開催への補助、手話通訳者指導者養成研修、遠隔手話（通訳）サービス・電話リレーサービスの実施、鳥取の手話を整理・記録し、地域の手話を保存する取り組みへの支援など、様々な事業への予算化がされました。

●北海道石狩市

石狩翔陽高校では「手話語科」の授業が選択科目にて2017年度から開始されました。

「手話を学ぶだけでなく言語としての理解を深める事」を狙いとして、「理論編」と「実践編」の授業があります。

●埼玉県富士見市

市の広報誌である「広報ふじみ」で手話の単語を紹介する「手話で楽しもう」が掲載されています。AR動画で見ることも可能です。

●静岡県

県職員向け手話講座の開催のほか、県民向け手話講習会、企業管理者向け手話講習会等への手話講師派遣を行っています。また県手話言語条例啓発動画をYouTubeで配信しています。

●三重県

県民手話講座事業、県職員及び市町職員に対する研修事業、県ホームページ等における手話動画事業、手話通訳を行う人材の育成等におけるスキルアップ講座のカリキュラム作成事業について予算化されました。

●大阪府

新たに社会人向け手話講座事業を予算化しました。また、府と聴覚障害者団体と連携して日本財団に助成金申請をし、乳幼児期手話言語獲得支援事業「こめっこ」をスタートさせました。

●長野県

手話ガイドブックや手話辞典、手話観光ガイド動画の制作、県民向け手話講座の開催などが予算化されて実施されています。

●群馬県

県職員向けの手話講座の開催、県民への手話の普及・啓発を目的としたイベントの開催などのほか、国立大学法人群馬大学との共催で、群馬大学公開講座「手話で学ぶ手話学」の開催などを行いました。また、乳幼児期からの手話の教育環境の整備として、手話を用いた教科等の指導やろう学校教師の研修会が予算化されました。

●沖縄県

手話の普及啓発として、沖縄県「手で話そう運動」PRイベントを実施するとともに、毎月第三水曜日は「手話推進の日」と制定され、県のホームページを通じて簡単な手話が紹介されています。



各自治体のパンフレット

「手話言語の国際デー」

2018年9月23日、世界各地そして日本では「手話言語の国際デー」を祝うイベントが開催され、関連動画がSNSにあげられたりしました。なぜ9月23日が手話言語の国際デーなのかと言うと、実は、1951年9月23日に世界ろう連盟(WFD)が設立された日だからです。

ヨーロッパでは手話言語法が制定された国が多くなっていますが、アジアでは日本も含めて、手話言語の認知が低いために、法制定がまだまだ進んでいません。

世界ろう連盟(WFD)の働きかけにより、2017年に国連の第72回総会にて、日本を含め半数を超える98カ国が共同提案した、9月23日を「International Day of Sign Languages(手話言語の国際デー)」と宣言する決議が採択されました。

決議では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高めるための手段を講じることを促進することが目的であるとしています。



第18回世界ろう者会議(2019年7月・パリ)



2018年の手話言語の国際デーイベント

私も

手話言語法 制定に 期待しています

●鳥取県知事 平井伸治氏 手話を広める知事の会 会長

手話は、日本語や英語と並び立つ「言語」です。

わが国で初めて鳥取県で制定した「手話言語条例」は全国へ拡大し、鳥取県でも学校や職場が変わりました。

法律制定で共生社会を確立しましょう。



●金メダリスト 高橋尚子氏 シドニーオリンピック女子マラソン

現役時代、そして引退後も世界各地を訪れる機会に恵まれてきました。

言葉が通じずもどかしく思うことも多々ありましたが、お互いのことを理解しようとする、互いに尊重する、そうした気持ちを大切に意思疎通を図ってきました。

より意思の疎通ができるための手話言語法の早期制定、応援しています。



●日本財団 会長 笹川陽平氏

日本財団はインクルーシブな社会の実現を目指しています。手話言語法の制定はおよそ6万人の日本人が母語として使っている手話を日本の言語として認めること、これこそ、日本財団の大切な活動の一つです。



●埼玉県富士見市長 星野光弘氏 全国手話言語市区長会 会長

手話言語法の制定により、「手話は言語である」ことを、さらに多くの皆様に認識していただき、手話に対する理解が広く普及するとともに、手話を使う方が安心して日常生活を送ることができる社会の実現を期待します。



●弁護士 松田峻氏(ろう者)

現在の法制度の中では解決困難な課題が多いと感じています。例えば、ろう児が手話言語を獲得し学べる環境整備、法律・医療等専門に対応できる手話通訳者の養成等。これらろう者たちが直面する課題を解決するため、手話言語法の制定を心より望みます。



手話言語法

制定に向けて～これまでの歩み～

全日本ろうあ連盟(手話言語法制定推進運動本部)では2012年に「日本手話言語法案」を公表し、その後2016年度より2年間をかけて各方面からのご意見をいただきながら見直しを行い、2018年3月に修正案を公表しました。

私たちが考える「日本手話言語法案」です。

主な出来事・取り組み

2010年	手話言語法制定研究会発足(10月)
2012年	日本手話言語法案公表
2013年	手話言語法制定を求める意見書採択運動始まる 鳥取県で全国初の手話言語条例が成立 石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決
2014年	都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表
2015年	手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立
2016年	手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立
2017年	手話を広める知事の会:全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月)
2018年	「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デー イベント開催(9月23日)
2019年	手話言語条例制定 合計297自治体(12月24日現在)

第一章 総則

(目的)

第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話言語」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話言語を使用して生活を営み手話言語による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話言語の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話言語に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、「手話言語」とは、日本のろう者及び盲ろう者等が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

2 「ろう者」とは、聞こえない者（聞こえにくい者も含む）のうち手話言語を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。

3 「ろう児」とは聞こえないまたは聞こえにくい児童（乳児（および）幼児含む）のことをいう。

4 「ろう社会」とは主にろう者等によって構成され、手話言語を使い日常生活または社会生活を営む共同社会のことをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話言

語を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話言語の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定するなかで、ろう者が、手話言語を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話言語の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話言語の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話言語審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話言語の獲得)

第5条

ろう児は、手話言語を獲得する機会及びろう社会の言語的な同一性が促進される環境が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児、その保護者及び家族に、手話言語及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、手話言語に関する理解を深めるため、ろう児の保護者及び家族に対する手話言語を学習する機会の提供並びに教育に関する相談及び支援を行う。

(手話言語の習得)

第6条

ろう児は、手話言語の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話言語を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話言語の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話言語の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通手段のひとつとして手話言語を学習する機会を提供しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話言語に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

第三章 手話言語の使用

(教育)

第7条

ろう児・ろう者(以下、ろう児等)は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話言語で教育を受ける機会が保障される。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話言語を学び、かつ、手話言語で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話言語の教育環境を整備しなければならない。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、手話言語の技能を有する教職員(ろうの教職員を含む。)又は手話言語通訳者を必要に応じて配置するとともに、教職員の専門性の向上及び指導法に関する研修をしなければならない。

4 ろう児等が通学する学校の設置者は、教職員の手話言語に関する技術を向上させるために必要な措置を講じなければならない。

5 国及び地方公共団体等は教育機関等が前記第2項から前項に掲げる措置を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

6 国及び地方公共団体は、学校において、児童、生徒及び学生に対して手話言語に関する啓発を行い、手話言語を学ぶ機会を提供するものとする。

7 国及び地方公共団体は、前項のために、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずる。

(ろう児を対象とした特別支援教育等)

第8条

国は、ろう児の療育及び教育について、手話言語及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児の集団生活及び行動において自由に手話言語を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話言語の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話言語を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話言語の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話言語を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信)

第9条

ろう者は、手話言語を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに手話言語通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話言語で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話言語を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等)

第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業者が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話言語を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業者の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話言語の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、市民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)により、又は、手話言語通訳を介することにより、同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

(政治参加)

第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話言語を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話言語を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)により、又は、手話言語通訳を介することにより、ろう者に手話言語で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続)

第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続(捜査段階から刑の執行終了までを含む。)において認められた基本的人権を享有し、手話言語を使用する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話言語を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話言語通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話言語による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

(労働及び雇用)

第13条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、障害のない者と等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話言語を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話言語通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等)

第 14 条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、民間施設等あらゆる場面において手話言語を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話言語の技能を有する者(ろう者を含む)又は手話言語通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職(医師、言語聴覚士等を含む。)は、その養成過程において、手話言語の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話言語を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話言語が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話言語を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

(放送)

第 15 条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別を受けることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話言語による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話言語番組及び手話言語付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的

配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ)

第 16 条

国及び地方公共団体は、手話言語による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

第四章 手話言語通訳制度

(手話言語通訳制度)

第 17 条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話言語通訳を利用料負担することなく利用する機会が保障される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話言語通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)で定められた地域生活支援事業において登録された手話言語通訳者の派遣により配置する。

4 手話言語通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話言語通訳制度において必要とされる施策を構じなければならない。

第五章 手話言語審議会等

(手話言語審議会)

第 18 条

手話言語の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べる

ために、内閣府に手話言語審議会を置く。

2 手話言語審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話言語の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話言語通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話言語審議会は、手話言語学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話言語を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話言語審議会の議事録等は、手話言語及び日本語で記録され、手話言語の映像及び日本語により市民に開示される。

(手話言語研究所)

第 19 条

手話言語の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話言語研究所を設置する。

2 手話言語研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話言語の調査、研究、確定及び普

及

- 二 手話言語の教科の開発
- 三 手話言語能力の評価方法の開発
- 四 手話言語に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

第六章 雑則

(手話言語の日)

第 20 条

市民に広く手話言語及び手話言語文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話言語の日を設ける。

2 手話言語の日は、○月○日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話言語の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(国際交流)

第 21 条

国は、できる限り多様な国の手話言語文化が市民に提供されるようにするとともに、我が国の手話言語文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話言語の翻訳の支援、並びに外国の手話言語の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

日本手話言語法案はこちらから手話言語動画版でご覧いただけます。

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/vhouan/>



また、手話言語法で保障すべき5つの権利について手話言語動画版でご覧いただけます。

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/vgo25/>



すぐに役立つ手話単語を覚えましょう!

災害関連

地震



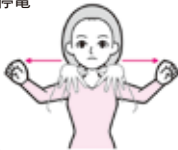
台風



津波



停電



危ない



逃げる



安心



コミュニケーション

おはよう



こんにちは



こんばんは



さようなら



ありがとう



よろしく
お願いします



元気



ご苦労様



大丈夫



名前①



名前②



家族



友達



社会



手話



言語



楽しい



何?



どっち?



〈問いかけの表現〉

手指の表現だけでなく、問
いかける気持ちを顔の表情
で伝えるようにしましょう。

Supported by



THE NIPPON
FOUNDATION

「手話言語法制定推進事業」は、
日本財団の助成を受けています。

手話言語法の制定へ！～手話言語でGo³！～

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

〈本部事務所〉

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

TEL.03-3268-8847 FAX.03-3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>

2020年1月発行

※本書の無断転載は禁じます。

お近くの当連盟の
加盟団体をお探しの際は、
右のQRコードより
アクセスしてください。



